

【秋田県】二次医療圏毎の新規指定保険医療機関数（医科）

※主たる標榜診療課別（平成29年4月1日～令和2年3月31日指定分）

②北秋田医療圏

※該当なし

③能代・山本医療圏

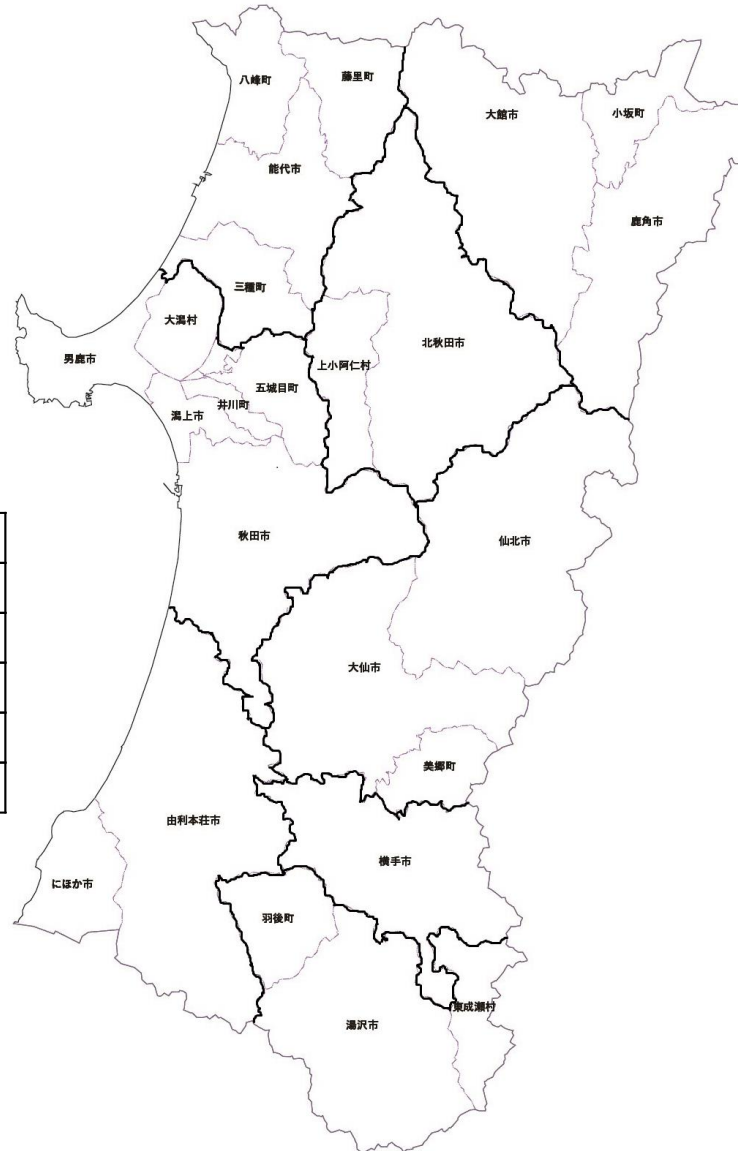
消化器内科	1
形成外科	1
合計	2

④秋田周辺医療圏

内科	4	乳腺外科	1
リウマチ科	1	脳神経外科	1
整形外科	2	小児科	3
眼科	1	心療内科	1
血管外科	1	精神科	1
		合計	16

⑤由利本荘・にかほ医療圏

呼吸器内科	1
消化器内科	1
合計	2



①大館・鹿角医療圏

内科	1
脳神経外科	1
合計	2

⑥大仙・仙北医療圏

腎臓内科	1
整形外科	1
リハビリテーション科	1
小児科	1
合計	4

⑦横手医療圏

内科	2
合計	2

⑧湯沢・雄勝医療圏

内科	1
合計	1

- ・二次医療圏：医療法において、主として病院の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域。
- ・厚生労働省保険医療機関等管理システム「新規指定医療機関一覧表（平成29年4月1日から令和2年3月31日 医科 指定分）」より作成。